



NEWS RELEASE

令和5年5月10日

お 客 さ ま へ

株式会社 栃 木 銀 行
取締役頭取 黒本 淳之介

復職制度（カムバック制度）の改正について

栃木銀行（頭取 黒本 淳之介）は、令和5年4月よりスタートした第11次中期経営計画のテーマ「新たな価値提供の実現」ならびに基本戦略の一つ「人的資本投資の強化」の具体的な取組みとして、「復職制度の改正」を行うこととしたので、お知らせいたします。

本制度の改正により、他のフィールドで多様な経験を積み、専門的知見を培った人材を積極的に迎え入れ、当行グループへの新たなイノベーション等のシナジーを創出することで、持続可能な地域社会づくりに貢献してまいります。

記

1. 制度改正の目的

仕事と家庭の両立が可能な制度の整備を図ってきた中、女性活躍推進を前提としてきた復職制度の資格要件を拡充することで、人材のキャリア形成の機会を提供するとともに、新たな発想や知見等におけるイノベーションにより、地域社会の発展に貢献すること。

2. 制度改正の概要

(1) 退職理由

結婚・出産・育児・介護・転居等、やむを得ない事情に加え、「転職」という自身のキャリアアップ等を理由に退職した正職員および準職員

(2) 退職後の経過年数

当行退職後、原則5年以内とする要件を撤廃

なお、女性活躍推進を前提とした従来の「復職制度」の名称について、外部での多様な経験により様々な知見やスキル等を培った人材が改めて当行で活躍できる積極的な体制づくりを意図し、「カムバック制度」として運用します。

3. 改正日

令和5年6月1日(木)

以 上